

平泉の文化遺産WEBサイト再構築業務

業務仕様書

令和 7 年 5 月

岩 手 県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「平泉の文化遺産WEBサイト再構築業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様等を明らかにし、企画提案に参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務名称

「平泉の文化遺産」WEBサイト再構築業務

2 本業務の目的

平泉に係る情報発信機能の整理・強化を通じ、平泉世界遺産ガイダンスセンターへの来館を促進するとともに、世界遺産「平泉」と関連資産の情報を一体的に発信し、より広範囲での周遊に繋げる

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月19日(木)まで

4 予算額

8,654千円以内（税込）

5 本業務の内容

次のとおりWEBサイトを構築するとともに、WEBサイトの運用保守計画及び概算予算書並びに操作マニュアルを作成すること。

(1) WEBサイトの構築

現行の「平泉の文化遺産WEBサイト（<https://www.sekaiisan.pref.iwate.jp/>）」を参考に、平泉世界遺産ガイダンスセンター及び世界遺産「平泉」と関連資産（ひらいずみ遺産）の一体的な情報発信を行うWEBサイトを構築するとともに、現行サイトに掲載されている情報について、県と協議のうえ整理し、新サイトへの移行を行うこと。

サイト構成（案）及びタイトル（案）は以下のとおり。ただし、平泉世界遺産ガイダンスセンターのランディングページとして利用者が必要な情報にアクセスしやすい構成とし、県と協議の上、変更できること。

平泉世界遺産ガイダンスセンター		
	センターについて	施設概要等
	施設・利用案内	開館時間・休館日、アクセス、料金
	展示・イベント情報	
	柳之御所史跡公園について	
平泉の文化遺産		
★	世界遺産「平泉」及び関連資産	概要、10資産の紹介など
★	平泉の歴史・概要	
	ひらいずみ遺産	
	平泉世界遺産の日条例 ほか	
平泉を巡る（周遊・交通・観光情報等）		
	平泉へのアクセス	
	周遊案内	
	観光情報	
平泉について学ぶ		
	論文・資料データベース	次ページ「論文・資料DB案」参照
	多言語解説文【非表示】	※二次元コードによるアクセスを想定
	アーカイブ【非表示】	

【論文・資料DB案】

論文・資料検索		
論文	論文検索	
遺構	掘建柱建物	実測図
	竪穴建物	写真
	池跡	出土遺物
	井戸跡	
	土坑・柱穴	
	溝・堀跡	
	兵・柱列	
	その他	
遺物	土器（かわらけ）	実測図 ←
	陶磁器	写真 ←
	木製品	
	金属製品	
	土製品	
	石製品	
	その他	

(2) 対応言語

対応する言語は、日本語、英語、繁体字、簡体字及びタイ語とすること。

なお、トップページ等不変的な内容を示すページについては、ネイティブチェック等により訳質を担保すること。

「★」で示すページの多言語対応にあたっては、県が別途提供する多言語解説文を掲載すること。

その他のページについては、信頼性の高い翻訳ツール等の導入により対応すること。

ただし、「論文・資料データベース」については、自動翻訳の対象外として差し支えないこと。

(3) その他の機能等

ア 本業務で構築するWEBサイトについて、県が別途指定するサブドメインを付与すること。

イ サーバについては、岩手県個別業務システム統合基盤上ではなく、外部サーバ又は外部クラウドに構築すること。

ウ サーバへのウイルス対策ソフトの設定及び調整作業を行うこと。ウイルス対策ソフトは、受託者において準備すること。

エ 職員にWEBサイトの開発や運用に関する専門的な知識が無くても、コンテンツの追加や更新作業等が容易にできるシステムとすること。

オ サイト全体として統一性のあるデザインとすること。

カ ユーザビリティ、アクセシビリティに配慮すること（JIS X 8341-3：2016のレベルAA に準拠するよう努めること）。

キ PCのほか、タブレット、スマートフォン等それぞれの種別からの閲覧に配慮したレスポンスウェブデザインとすること。

ク 公開されるサイト、ページに関する検索エンジンの最適化（SEO）を講じること。

ケ サイト内をキーワード検索できる機能を設け、サイト閲覧者が求める的確な検索結果が表示されるようにすること。

コ 平泉の文化遺産に関する画像等の素材については、原則として、県から提供されたものを使用することとするが、県と協議の上、受託者が所有又は独自に取得する素材を使用しても差し支えない。

サ 文字情報や画像等の素材は、県と協議の上、必要に応じて最新の内容に更新すること。

シ 双方向性や情報拡散性などの特長を持つSNSとの連携機能を搭載すること。なお、詳細については、県と協議のうえ決定すること。

ス 既存サイトのデータのうち、県から次の(ア)～(ウ)のデータはCSVファイル形式で提供可能であること。(ア)～(ウ)以外のデータを抽出する必要がある場合は、受託者において抽出作業を行うこと。提供又は抽出したデータ(文字情報、写真等)は、県と協議の上、最新の内容に更新すること。

(ア) 固定ページ

(イ) お知らせ(お知らせ、イベント及びその他)

(ウ) 論文・資料データベース(論文、遺構及び遺物)

セ 訪問者数や閲覧デバイス(PC、タブレット、スマートフォン)等のアクセス分析機能を搭載すること。また、分析情報を随時確認できるようにすること。

ソ ユーザ認証は、ユーザID及びパスワードのみでログインできるものとする。職員以外の者のユーザ認証登録等は、あらかじめ設定した職員の承認処理を経て行う仕組みとすること。

(4) WEBサイトの運用保守計画及び概算予算書の作成

システムサポート(サーバ監視、問い合わせ対応、機械翻訳サービス利用等)、システム保守(障害対応、脆弱性対策、ウイルス対策等)及びその他必要な作業を含む「運用保守計画」及び概算予算書を作成すること。概算予算書作成にあたり、想定する運用保守期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。なお、要件については県と協議の上変更できること。

ア システムサポートに関すること

(ア) サーバ監視等

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除き、1日1回サーバの監視を行うこと。

(イ) 問い合わせ対応等

WEBサイト全般に関する問い合わせに対応すること。

(ウ) 機械翻訳サービス利用

機械翻訳サービスの利用を可能とすること(月100万文字)。

(エ) その他

アクセス数を含む月次報告書を半年に1回作成し報告すること。

イ システム保守に関すること

(ア) 障害が発生した場合は、直ちに状況の把握を行い、障害箇所の特定、影響範囲の調査を行い、速やかに障害復旧体制を構築すること。対応時間は原則として、平日8時30分から17時15分までとする。

(イ) WEBサイトの脆弱性への対策を講じること。

(ウ) ウイルス対策ソフトの更新を行うこと。

(5) 操作マニュアルの作成等

職員に専門的な知識がなくても、コンテンツの追加や更新作業等が容易にできる分かりやすい内容のマニュアルを作成し、県と協議の上、内容が不足する場合は追加するとともに、サイト管理者(県文化スポーツ部文化振興課職員)に対して管理者研修を実施すること。

なお、管理者研修の具体的な内容や会場、日程、時間等については、県と協議の上決定すること。

(6) 次々期WEBサイトへの移行支援

ア 移行支援

次期WEBサイトリニューアル又はサーバ移行等を実施する場合に、移行等を滞り

なく実施するため、本WEBサイトで使用している、移行に必要な各種情報資産を保存し、移行等の際に提供すること。次々期WEBサイトへの移行に必要な情報の開示等、積極的に協力すること。

イ 対象資産

- (ア) 県がシステムに登録した情報の全て（初期登録データを含む）
- (イ) システムの設定情報
- (ウ) ネットワークの設定情報 等

ウ 留意事項

- (ア) 対象資産の提供は、本業務の範囲内とする。
- (イ) 対象資産の提供期日は、別途協議の上定める。

6 納期及び成果物

(1) 納期

試験運用実施の上、令和8年3月19日までに納品すること。

(2) 成果物

- ア 実施報告書 紙媒体1部
- イ 実行プログラム 一式（開設するWEBサイトそのもの）
- ウ WEBサイト設計書 電子媒体1部、紙媒体1部
 - ・ サイト構成図
 - ・ 基本仕様書（データ構造、画面遷移等）
 - ・ ファイル一覧（ディレクトリマップ）
 - ・ その他システム設計に関連するドキュメント等
- エ WEBサイトの運用保守計画及び概算予算書 電子媒体1部、紙媒体1部
- オ WEBサイトの操作マニュアル 電子媒体1部、紙媒体1部
- カ その他、本業務で作成した資料のうち、県が指示する資料 一式

(3) 納品場所

岩手県文化スポーツ部文化振興課

(4) 検収

- ア 受託者は、成果物等について、納品期日までに県に内容の説明を実施して検収を受けること。
- イ 検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について県に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

7 留意事項

- (1) 受託者は、委託業務を誠実に遂行するものとし、本業務の準備あるいは実施に際して、随時、県と協議すること。
- (2) 契約に際しては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて、仕様を変更することがあること。

8 契約に関する条件等

(1) 再委託に関する事項

ア 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- (ア) 本業務の受託者は、業務を一括して又は主たる部分を再委託してはならない。
- (イ) 受託者における遂行責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。
- (ウ) 受託者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- (エ) 再委託先における情報セキュリティ確保については受託者の責任とする。

イ 承認手続き

- (ア) 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、再委

託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した再委託承認申請書を県に提出し、あらかじめ承認を得ること。

- (イ) 再委託先の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を県に提出し、承認を受けること。
- (ウ) 前項による再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合（以下「再々委託」という。）には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。

ウ 再委託先の契約違反等

再委託先において、本業務仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受託者が一切の責任を負うとともに、県は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき、著しく不相当と認められるときは、受託者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記(1)イにより、受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果の請求を受けた日から10日以内に、県に対して通知しなければならない。

(4) 契約不適合責任

ア 検収完了後、契約の成果物に不適合があると認められる場合は、県は、期限を指定して再履行を請求し、又は不適合の程度に応じた委託料の減額を請求することができる。なお、県の損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

イ アの場合において、その不適合が県の提供した資料等の性質又は県の与えた指示によって生じたものであるときは、県は、その不適合を理由として再履行の請求、委託料の減額請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができない。ただし、受託者がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

ウ 受託者がア及びイに定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、検収完了後1年以内であって、かつ県が当該契約不適合を知った時から1か月以内に県から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、契約の成果物を県に引き渡したときにおいて、受託者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(5) 知的財産権の帰属

ア 本業務に係る作業過程において作成した成果物、改修されたプログラムに対する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む）は、県から受託者に本業務に係る費用が完済されたとき、受託者から県へ移転するものとする。ただし、権利の移転前であっても、県が必要な範囲において成果物を利用できることとする。

イ パッケージ等を利用する場合、受託者が従前から有しているパッケージ等に関する著作権については、受託者に帰属するものとする。この場合において、県は、当該パッケージ等について開示、利用及び改変を行うことができるものとする。

- ウ 受託者は、本業務の成果物に係る著作権人格権を行使又は主張しないものとする。
- エ 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、当該著作物の使用に関しての費用負担を含み一切の手続きを行うこと。
- オ システムに登録したデータ（初期設定により登録したデータを含む。）に係る権利は、県に帰属するものとする。
- カ 受託者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

(6) 機密の保持

- ア 受託者は、本業務に係る作業を実施するに当たり、実行委員会から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報は、除くものとする。
 - (ア) 実行委員会から取得した時点で、既に公知であるもの。
 - (イ) 実行委員会から取得後、受託者の責によらず公知となったもの。
 - (ウ) 法令等に基づき開示されるもの。
 - (エ) 実行委員会から秘密でないと指定されたもの。
 - (オ) 第三者への開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に実行委員会に協議の上、承認を得たもの。
- イ 受託者は、実行委員会の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、或いは複製しないものとする。
- ウ 受託者は、本業務に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動した場合においても、機密が保持される措置を講ずるものとする。
- エ 受託者は、検収後、受託者の事業所内部に保有されている本業務に係る実行委員会に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消するとともに、実行委員会から貸与されたものについては、検収後1週間以内に実行委員会に返却するものとする。

(7) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、個人情報の保護等に関する条例（令和4年12月22日岩手県条例第49号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

(8) その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うものとする。